

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年10月6日（平成29年（行情）諮問第392号）

答申日：平成31年1月28日（平成30年度（行情）答申第401号）

事件名：近畿財務局が保有する特定土地に係る特定年度事務引継書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月12日付け近財管総1第87号により近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、次のとおりである（なお、意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 本件対象文書の文書名は行政文書管理ファイル簿等に記載されているものであり、それらが最近のものまですべて文書不存在との回答には疑義がある。

イ 本件には直接の関係はないが、文部科学省が当初存在しないとしていた文書の一部を後から存在していると訂正した。行政は安易に文書不存在を主張している可能性があり、そうだとすれば原則開示の法を形骸化するものである。

ウ 周知のとおり、本件事案の基となる事実関係には、行政機関が行政の長をそんたくし、行政を歪めた疑義がある。法律上行政は真実を明らかにする責務があるにもかかわらず、事実隠しに荷担することは合法的統治を歪め、前近代に復帰しようとするもので許されない。

（2）意見書

諮問庁の理由説明書（下記第3）は本件対象文書を作成していないということだが、「引継書」という文書名に拘泥し、実質的な内容で判断しているのかどうか。

資料1（添付省略）は審査請求人が開示請求した近畿財務局の行政文書ファイル簿の一部であるが上から5行目レコード識別番号200611407には中分類全般の事務引継書が記載されている。（過年度分同様の内容につき省略）

そうすると、全般的事務について事務引継書が作成されていると判断せざるを得ない。

作成すべき事務引継書を記載した内部文書が存在するはずである。そのような内部規定を記載した文書を引用しないと何も説明したことにならない。

事務引継書を作成しなくてよい場合を記載した内部規定の有無を確認すべきである。

事務引継書が作成される業務の事例を全部教示すべきである。

すべてはそこから始まる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 平成29年4月14日付け（同日受付）、法4条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件対象文書について開示請求が行われた。

(2) これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、平成29年5月12日付け近財管総1第87号により、不開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、平成29年6月30日付け（同年7月3日受付）、行政不服審査法2条に基づき、審査請求が行われたものである。

2 諮問庁としての考え方

審査請求人から行政文書開示請求を受けた対象文書について、処分庁において作成しておらず、処分庁が保有しているとされる事情は認められない。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年10月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月20日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成30年7月5日 | 審議 |

- ⑤ 同年12月13日 審議
- ⑥ 平成31年1月10日 審議
- ⑦ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、近畿財務局が保有する特定土地に関係する2013年度ないし2016年度の事務引継書であり、処分庁は、これを不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁が、上記第3の2のとおり、本件対象文書について、処分庁において作成しておらず、処分庁が保有しているとされる事情は認められない旨説明する一方、審査請求人は、意見書(上記第2の2(2))のとおり、審査請求人が別途の開示請求により入手した近畿財務局の行政文書ファイル管理簿に事務引継書の記載があることをもって全般的に事務引継書が作成されているはずである旨主張していることから、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 審査請求人が指摘する事務引継書は、近畿財務局職員服務規則(平成13年近畿財務局訓令第4号。以下「規則」という。)82条の規定に基づき作成されているものである。

イ 規則82条に基づき作成されている事務引継書(以下「規則上の事務引継書」という。)は、近畿財務局の部署のうち、特定土地の売却等を担当する管財部統括国有財産管理官(1)及び特定土地の鑑定評価を担当する管財部首席国有財産鑑定官においても作成されており、また、管財部管財総括第1課では、管財部の幹部職員に対する規則上の事務引継書を作成している。

ウ これらの規則上の事務引継書の記載事項には個別事案に係る事項は含めないという運用を行っており、個別事案に係る事務の引継ぎについては、当該事案に係る決議書等の行政文書ファイルを担当者間で実際に確認しながら、口頭により処理状況等の引継ぎを行っている。したがって、近畿財務局においては、特定土地に係る事案を含め、個別事案に係る事務引継書は作成していないことから、本件対象文書は保有していない。

エ なお、本件審査請求を受け、近畿財務局管財部の統括国有財産管理官(1)、首席国有財産鑑定官及び管財総括第1課(以下、併せて

「本件関係部署」という。)の書庫及び担当職員のパソコンに対して本件対象文書の探索を改めて実施したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、諮問庁から規則の提示を受けて確認したところ、規則 8 2 条 1 項において「職員がその職を交代又は辞職するときは、事務引継書(別紙様式 4 2)を作成し(中略)後任者に引き継がなければならない。」と規定されていること及び同条 3 項において「事務引継書に記載する事項は、業務概要、現況、未決事項の処置及びその他後任者の事務処理上必要と認められる事項とする。」と規定されていることが認められた。

また、諮問庁から、本件関係部署において 2 0 1 3 年度から 2 0 1 6 年度までの期間に作成された上記(1)イの規則上の事務引継書の提示を受けて確認したところ、当該事務引継書には、主に事務の引継ぎ及び引き受けを行う者の氏名、これらの者の所属する部署の事務及び事務分担の概要等が記載されており、これらの記載は、各年度の事務引継書に共通する定型的なものであることが認められた。

上記のうち、首席国有財産鑑定官に係る規則上の事務引継書には、事務日程等の説明としての個別事案に係る記載が一部存在するが、本件関係部署におけるいずれの規則上の事務引継書にも、個別事案の概要や状況等に係る今後の方針や留意点等詳細な引継ぎを行うための記載は含まれておらず、特定土地に係る記載がないことも認められた。また、これらの文書から恣意的に特定土地に関する記載を削除した等の形跡も見られなかった。

なお、規則 8 2 条 1 項にいう「別紙様式 4 2」は、「下記のとおり事務を引継ぎます。」と記載された形式的なものであり、同様式から具体的に記載すべき事項が推測できるものではないことが認められた。

- (3) そうすると、近畿財務局においては、審査請求人が主張するように、規則上の事務引継書が存在しているものの、その内容は上記(2)のとおりのもので確認できるにすぎない。このような事務引継書の作成の方法は、規則 8 2 条 3 項の文言からすると、必ずしもその趣旨に沿っているとはいえないのではないかという疑問があるといわざるを得ず、個別事案に関する事務引継書(特定土地に関する記載のあるもの)が作成されていた可能性を否定するにはちゅうちょを覚えるが、さりとて作成されていたとの確証も得られず、本件対象文書の存在を確認できなかったという諮問庁の上記(1)エの説明を否定することもできない。
- (4) したがって、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、結果的には是認せざるを得ず、近畿財務局において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件に係る行政文書不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「行政文書不存在のため」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿財務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

文書1 近畿財務局が保有する国有地であった特定土地に関する2013年度事務引継書すべて。

文書2 近畿財務局が保有する国有地であった特定土地に関する2014年度事務引継書すべて。

文書3 近畿財務局が保有する国有地であった特定土地に関する2015年度事務引継書すべて。

文書4 近畿財務局が保有する国有地であった特定土地に関する2016年度事務引継書すべて。